

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本校は、VOAT／ヴォーカルアカデミーオブ東京と称します。

### 第2条（所在地）

本校は下記を所在地とします。

東京本校／東京都目黒区中根 1-2-2 都立大第2ノアビル 4F

原宿校／東京都渋谷区神宮前 1-17-5 原宿シュロスビル 2F

新宿校／東京都新宿区西新宿 1-3-14 新宿プラザ 4F

中野校／東京都中野区中野3丁目39-2 ノアビル 3F

名古屋校／愛知県名古屋市中区栄 4-2-10 KURI ビル 5F

福岡校／福岡県福岡市博多区博多駅前 2-20-1 大博多ビル 10F

### 第3条（目的）

本校は歌の振興に広く貢献するとともに、生徒の歌の技術・理論の更なる向上をめざし健康で想像力豊かなヴォーカルスクールとすることを目的とします。

## 第2章 生徒資格及び入校金、月謝、学費等

### 第4条（生徒資格）

本校に入校し生徒となることができる者は、本校の目的に賛同し、校則を承認した方で、かつ心身ともに健康な方とします。

### 第5条（生徒資格取得）

本校に入校を希望する方は、所定の入校手続きをし、入校金を納めることにより入校が認められ本校の生徒となります。

但し、未成年者の場合は保護者の同意が必要です。

### 第6条（入校金等）

納めた入校金及び月謝、学費、諸費用はいかなる場合も返還を求めることはできません。

## 第7条（月謝、学費納入方法）

- （1）生徒は在籍するコース、学科の定められた月謝、学費を前納しなければなりません。
- （2）月謝は毎月26日に翌月分を銀行引き落としとなります。原則として現金、振込での納入はできません。
- （3）月謝、学費および支払うべき責務のある諸費用を滞納している場合には速やかに納入しなければなりません。  
月謝を滞納し、翌月7日までに納入の確認ができない場合は、以降のスケジュールが全て外されてしまいますのでご注意ください。  
退校、除籍の場合でも滞納分の支払い義務があり、この責務を逃れることはできません。
- （4）コース変更は申請のあった月の2ヶ月後から変更できるものとします。

## 第8条（入校金等の変更）

本校は生徒が負担する入校金及び月謝、諸費用を変更することができます。

## 第9条（生徒資格）

本校は生徒に会員の証としてメンバーIDを発行します。

## 第10条（生徒資格の譲渡禁止）

生徒資格を譲渡することは一切できません。

## 第3章 施設利用及び休校

### 第11条（生徒のレッスン受講及びスタジオ施設利用）

- （1）生徒は本校の定める月謝、学費を納めることにより、所定のレッスンを受講することができます。
- （2）本校の生徒は、本会則及び本校の利用規則並びに本校スタッフの指示に従い本校スタジオ施設を生徒料金で利用することができます。
- （3）生徒は本校のレッスン受講、スタジオ施設を利用の際には、受付に設置してある端末にてチェックインをしていただきます。  
また、各種レッスンチケットを利用する場合には、チケットも合わせて提出して下さい。

## 第12条（レッスンの繰り越し）

未消化分のレッスンは翌月以降に繰り越すことができます。

60分レッスンは在籍中無期限、30分レッスンは3ヶ月間有効です。

但し、予約することができるのは、繰り越し分を含めて10レッスンまでとなります。

また、レッスンの繰り越しの権利は退校したときに全て失効します。

専門課程は繰り越しができません。

## 第13条（休校日）

本校の定休日はありません。

ただし、夏季、年末年始及び本校が特別に定めた日に休校日を設けることができます。

## 第14条（スタジオ施設等の変更及び臨時休校）

(1) 本校は必要に応じてスタジオ施設等を変更しまた臨時休校にすることができます。

(2) 台風、地震、交通機関の支障、その他気象、災害、事故、社会的事件等の事由により開校が困難と認めるときは、臨時休校にすることができます。

(3) 上記(1)(2)のいずれの場合においても、生徒は一切の賠償ないし補償請求をすることはできません。

## 第4章 生徒の遵守事項等

### 第15条（遅刻、欠席等の注意事項）

(1) 生徒はレッスンを遅刻または欠席する場合には、必ず事務局に連絡してください。

レッスンの変更は2営業日前までとなっております。

1営業日前、当日のレッスンについては予約したレッスンの開始時間前迄にご連絡を頂ければ変更可能ですが、60分レッスンの場合は2,200円（税込）、30分レッスンの場合は1,100円（税込）のレッスン変更料をお支払い頂く必要があります。

レッスン時間を過ぎてからのご連絡では一切変更できません。

無断欠席の場合や、変更希望の無い場合はキャンセル扱いとなり、レッスンは消化となります。また、専門課程コース、プロデューサーレッスンは対象外とします。

(2) 無断欠席した場合は、以降のスケジュールが全て外されてしまう場合もありますので注意してください。

#### **第16条（盗難等についての責任等）**

（1）生徒は本校内において、事故や盗難などに遭わないように注意してください。

（2）生徒は事故・盗難などに遭ったときには、直ちに事務局に届け出るとともに、自己の責任において対応、処理してください。

（3）生徒が事故・盗難などに遭ったときに、本校は何ら損害賠償等の責任を負いません。

#### **第17条（生徒の損害賠償責任）**

生徒が本校のスタジオ施設等を利用するときは、自己の責めに帰すべき事由により本校又は第三者に損害を加えた場合は、速やかにその損害を賠償しなければなりません。

### **第5章 生徒資格の喪失等**

#### **第18条（生徒資格の喪失）**

生徒資格は次の場合その資格を失います。

- （1）退校
- （2）除籍

#### **第19条（退校）**

生徒が退校を希望する場合は、退校を希望する月の前月末までに、事務局へ退校手続を申請することにより、退校希望する月の月末をもって退校することができます。

なお、退校する月までは在籍扱いとなり、月謝を納入しなければなりません。専門課程は途中退校できません。

また、退校手続申請後は本校のプロコース無料特典（各種オーディション、レコーディング、写真撮影など）を利用することは出来ません。

退校手続前にご予約されていた特典に関しましては自動的にキャンセルとなり、これに異議を唱えることはできません。

## 第20条（除籍）

本校は生徒が次の各号のいずれか1つに該当すると認められた場合は、何らの催告なしに除籍にできるものとし、生徒はこれに異議を唱えることはできないものとします。

なお、除籍の場合にも、月謝等の滞納分については支払い義務があり、必ず滞納分を納入しなければなりません。

- （1）月謝納入を滞納し期限を定めた催告に応じないとき、及び納入を3回連続で滞納したとき
- （2）本校の施設を故意又は重大な過失により破損したとき
- （3）本規則、その他本校の定めに違反をしたとき
- （4）本校の名誉もしくは信用の毀損、または秩序を乱したとき、及びその他本校の生徒として品位を損なう行為があったとき
- （5）威力業務妨害、暴言、脅迫、恐喝、強要、不退去、不法侵入、不当勧誘、及びこれらに準ずる行為があったとき
- （6）公序良俗、法令に反する行為があったとき

## 第6章 改正及びその他規則等

### 第21条（校則改正等）

本校則の改正及び本校則に定めのない事項については、本校が必要な規則を定めることができ、その効力は生徒全員に及びます。

以上

2024年4月1日改訂